

令和7年度インバウンド誘客等ユニバーサルツーリズム推進補助金交付要領

(通則)

第1条 令和7年度インバウンド誘客等ユニバーサルツーリズム推進補助金（以下「補助金」という。）の交付は、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下、「規則」という。）及び観光部関係補助金等交付要綱（三重県告示第253号。令和7年3月31日）によるほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、宿泊施設、観光施設、土産物店、観光案内所がおこなうインバウンド対応、バリアフリー・ストレスフリー対応等の受入環境整備を支援することを通じて、インバウンドを含む高付加価値旅行者や高齢者、障がい者、親子連れなど国内外の多様な旅行者が快適かつ便利に旅行できる環境を整え、県内の観光消費の増加につなげることを目的とする。

(補助金交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、知事に交付申請することができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の申請対象となる者は、宿泊施設、観光施設、土産物店、観光案内所を所有・管理又は運営する民間事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当する者

(2) 補助金受給後、継続して営業する意思がないと認められる者

3 国や市町等の補助を受けている又は受けることを予定している場合、同一の工事において補助金を申請することができない。

(補助対象事業及び補助率並びに補助限度額)

第5条 補助金の補助対象事業及び補助率並びに補助限度額については、別表のとおりとする。

(交付決定)

第6条 知事は、当該補助金の交付申請書の提出があったときは、別に定める補

助要件によって申請内容の審査を実施し、予算の範囲内において採択又は不採択を決定し、採択者には交付決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付決定通知書により、不採択者には不採択通知書により、通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定にあたっては、必要に応じ条件を付し、申請に係る事項につき修正を加えて承認することができる。

3 知事は第2項の規定による交付の決定をするにあたり、次の条件を付するものとする。

(1) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。

(2) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び県に報告すること。

4 補助対象経費は、交付決定日以降に発注等した経費とする。

ただし、申請以後、事前着手日を記載した事前着手届（様式第2号）を提出した場合で、第1項の申請により採択者として交付決定を受けた場合、届出のあった事前着手の日以降に発注した経費も補助対象とする。

（交付申請の取り下げ）

第7条 交付決定を受けた後、補助金の交付の申請を取り下げようとする者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、補助金交付申請取下届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第8条 交付決定を受けた者は、当該補助金の交付決定後、補助事業の内容又は補助事業に要する金額の変更もしくは経費の配分を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第4号）に添付書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次項に定める軽微な変更についてはこの限りでない。

なお、変更後の補助金額が交付決定額を上回る変更交付申請を行うことはできない。

2 前項ただし書きの規定における軽微な変更とは、次に掲げる各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 補助事業の内容を著しく変更する場合

(2) 補助対象経費配分が交付決定額の30%を超えて増額又は減額する場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に定める変更

- 3 知事は、第1項の申請があったときはその内容を審査し、その結果について申請者に通知するものとする。
- 4 前項の審査については、第6条第2項の規定を準用する。
- 5 知事は、第1項の規定による承認について、必要に応じて条件を付し、又は申請内容を変更して承認、及び変更の交付決定または交付決定の取消をすることができる。

(中止・廃止申請)

- 第9条 交付決定を受けた者は、当該補助金の交付決定後、別に定める補助要件に適合しなくなるとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の届があったときはその内容を審査し、その結果について申請者に通知するものとする。
 - 3 知事は、中止又は廃止内容に合理的な理由があると認められる場合は、これを承認するものとする。
 - 4 知事は、前項の規定による承認について、必要に応じて条件を付し、又は申請内容に修正を加えて承認することができる。

(状況報告)

- 第10条 補助事業者は、知事が必要と認める場合には、知事が定める日現在における補助事業の遂行及び収支の状況について報告しなければならない。

(実績報告)

- 第11条 交付決定を受けた者は、当該補助対象事業が完了したときは、その完了から30日を経過する日又は令和8年2月13日（金）のいずれか早い日までに、別途定める完了実績報告書を知事に提出しなければならない。

(完了遅延承認申請)

- 第12条 交付決定を受けた者は、当該補助対象事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合は、あらかじめ完了遅延承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により完了遅延承認申請書の提出があった場合は、その内容の適否等について決定を行い、提出者に通知するものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、補助事業の完了に係る実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、予算の範囲内において交付すべき補助金の額を確定し、交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第14条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

2 交付決定を受けた者は、前項による補助金の支払いを受けようとするときは、交付額の確定日から14日を経過する日までに、請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 交付決定を受けた者が、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はその他法令、これに基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 申請者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 申請者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助事業の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(財産の管理及び処分)

第17条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。また、取得財産等のうち、減価償却資産（使用可能期間が1年未満のもの又は取得金額が10万円未満のものを除く。）については、別途定める取得財産等管理台帳を整備保管しなければならない。

ない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、別途定める補助事業財産処分承認申請書（様式第7号）により知事の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成22年国土交通省告示第505号）に定めた期間に該当する場合は、当該期間）を経過した場合はこの限りでない。
- 3 知事は、補助事業者が取得財産等の処分により収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。
- 4 規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とし、同項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具は、1件の取得価額又は効用の増加価額が50万円以上の機械及び器具とする。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助の種類	補助対象事業	補助率	補助限度額 補助金額は千円未満切り捨て
①インバウンド対応 （大規模整備）	宿泊施設の部屋の和洋室化、トイレの洋式化・高機能化、外国語表示サインの充実、施設の高付加価値化 等 <u>インバウンド受入をねらって施設の抜本的整備を実施する場合</u>	1/2	下限額：2,000 万円 上限額：5,000 万円
②インバウンド対応 （小規模整備）	宿泊施設の部屋の和洋室化、トイレの洋式化・高機能化、外国語表示サインの充実、施設の高付加価値化 等 <u>インバウンド受入をねらった①に比べて小規模な施設整備を実施する場合</u>	1/2	下限額：500 万円 上限額：1,000 万円
③バリアフリー・ストレスフリー対応	トイレのバリアフリー化、スロープの設置、悪路の舗装、異常気象対策（猛暑・極寒対策）、休憩施設・憩い施設の整備 等 <u>バリアフリー、ストレスフリーに寄与する施設整備</u>	1/2	下限額：100 万円 上限額：500 万円